

件名	亀山市議会基本条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったこと及び政務調査費の名称が政務活動費に改められたことから、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>また、議員の定数改正の提案の方針等について、より明確にするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 政務調査費を政務活動費に改めます。 <目次、第6章の章名及び第15条関係></p> <p>(2) 議会の討議への市民参画のため、本会議においても公聴会制度及び参考人制度を活用することとします。 <第8条関係></p> <p>(3) 議員の定数の改正を提案するに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとします。 <第17条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、(1)については平成25年3月1日から、(2)及び(3)の改正規定は平成25年4月1日とします。</p>		